

平成28年度

## 八乙女セーフコミュニティ推進協議会

平成 29年 2月6日

### [活動報告]

八乙女区が協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、区民の絆と安全・安心な地域づくりのため各部会を中心に以下の活動を行う。

### 各部会の事業計画

各部会	内容	活動報告
交通安全部会	<ul style="list-style-type: none"><li>① カーブミラーの新設・調整。</li><li>② 防犯灯の新設・移動。</li><li>③ 高齢者の地下道歩行困難の解消。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・H29年度整備計画要望書を区から提出。</li><li>・H29年度整備計画要望書を区から提出。</li><li>・H29年度整備計画要望書を区から提出。</li></ul>
子ども安全部会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 見守り隊の隊員募集を行う。</li><li>② 通学道路環境の安全点検と整備計画。</li><li>③ 公園等の遊具・遊び場所の点検と整備計画。</li><li>④ 安心の家を通学路沿いで探す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・全戸へのチラシ配布。祖父母・知人等募集。 まだ人員不足は解消されない。</li><li>・道路点検の結果より、道路標識、歩道整備の要望書を区から提出。</li><li>・危険個所(公園・深沢川)に注意看板設置した。</li><li>・探索継続中</li></ul>
高齢者安全部会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 緊急時の救急隊員への情報提供 [命のカプセルの周知と利用] また 数量不足の場合に区独自の命のカプセル作成。</li><li>② 包括ケアシステムの取組み。</li><li>③ 反射タスキの着用と声掛け。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域のふれあいイベント等で周知する。 役場より資料を取り寄せ内容を検討、区独自の命のカプセル作成し全戸配布する。</li><li>・身近な困りごとのアンケート実施済。 困り事を持つ人、支援できる人の調査実施中。</li><li>・タスキ(180戸分)を購入、全戸(138戸)配布する。</li></ul>
防災生活部会	<ul style="list-style-type: none"><li>①区民にAED操作が出来るようにする。</li><li>② 豪雨災害時の備えをする。</li><li>③ 消火栓・防火水槽を適正配置する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・9月17日 17:00～18:15 多目的センター 20名参加 AEDの操作訓練を実施する。</li><li>・土嚢の準備(水分を吸収し重くなる新製品) 予算が足りないので次年度に申し送る。</li><li>・適正位置を消防で持つ図面により検証、 問題なし →消火栓を回転式に2カ所区から申請。</li></ul>

# 八乙女セーフコミュニティー推進協議会規程

## 1、目的

八乙女区が協働によるセーフコミュニティーの取組みを通じて、区民の絆と安全、安心な地域づくりのため八乙女区セーフコミュニティー推進協議会（以下、「Y S C 協議会」と言う。）を設置する。

## 2、任務

Y S C 協議会は、次に掲げる事項を行なう。

- (1) 区内におけるセーフコミュニティーに関する計画、実行、確認、対策
- (2) 結果を区民に報告し、意見を反映する。
- (3) その他セーフコミュニティーに関する事項。

## 3、組織

Y S C 協議会は、地区社会福祉協議会の組織と兼務し会長1名、副会長2名、担当部長、事務局数名を置く。

- (1) 会長、副会長の選任は、協議会の中から互選により選出する。
- (2) 担当部長は、各専門の組織の長とする。
- (3) 事務局は、区会議員の中で選出する。

## 4、役員の職務

- (1) 会長は、会務を総括し協議会を代表し執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局員は、総務、会計事務等を担当する。

## 5、役員の任期

役員の任期は、地区社会福祉協議会の任期と同一とし1年毎とする。

## 6、部会の設置

Y S C 協議会の目的である、セーフコミュニティーの推進を図るために部会を設ける。ただし、必要に応じて適時改定できる。

- (1) 交通安全部会  
担当 安協、区総務
- (2) 子ども安全部会  
担当 分館、小中 PTA, こども育成会、見守り隊、

(3) 高齢者の安全部会

担当 長寿クラブ、民生委員、区衛生

(4) 防災生活部会

担当 消防、日赤、区土木

7、会 計

Y S C 協議会の会計については、当面地区社会福祉協議会の中で活動する  
が必要があるときは区会計より支出できる。

8、会 議

会議は、地区社会福祉協議会開催時に開催する。

(1) 会議の招集は、会長が召集する。

(2) 部会議は、担当部長が必要に応じて招集する。

9、区民への報告と連携

区民への報告と連携は、次のとおりとする。

(1) 区総会での報告、

(2) 区便り等によるセーフコミュニティーの推進、啓蒙

(3) 必要に応じ、調査、アンケート等区民の意向の把握

10、雑 則

この他、必要に応じY S C 協議会で必要な事項を定めることができる。

11、附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。